

静かな空をもとめて2016年
2月24日(水)**第2次
新横田基地
公害訴訟****号外**

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

<http://www.yokota-kougai.com>**第12回口頭弁論 午後2時～**

本日の口頭弁論では、2つの準備書面を提出しています。

1通は、夜間早朝の騒音差し止めに関する書面です。ご存知のとおり日米合意では午後10時から午前6時までの間は米軍の運用上の必要性に照らして緊要と認められる活動に制限されていますが、実際には訓練目的の夜間飛行が繰り返されています。日米合意は単なる紳士協定ではなく法的な拘束力を持つものですから、これに基づいて差し止め判決を出すべきことを、弁護団の中村弁護士が訴えます。

もう1通は、昼間騒音控除コンターに関する反論です。昼間騒音控除コンターは他の基地公害裁判でも国が主張していますが、ことごとく排斥されています。被害者の声に耳を貸さずに、机上の理屈だけで救済基準の切り下げを図ろうとする国の態度の不合理性を指摘しています(以前も法廷で陳述していますので、今回は書面の提出のみです)。

弁護士会館にて報告集会 口頭弁論終了後

- ① 陳述の報告(弁護団)
- ② 1月実施の検証について
- ③ 支援者、支援団体からの挨拶
- ④ 傍聴者から質問等
- ⑤ 本日参加の支援者、支援団体紹介

※ 進行協議についての報告(弁護団) ※ 到着次第

第12回進行協議 午後2時50分～

法廷終了後、裁判所、弁護団、国側で、今後の審理の進め方について協議を行います。第1回検証を終えて、今後原告本人尋問等の具体的なスケジュールを協議します。進行協議には弁護団と原告団の代表が参加して、終了次第報告集会に駆けつけます。